

5. 成人保健対策

(1) 糖尿病対策推進強化事業

糖尿病患者の重症化予防や予備群の発症予防、関係機関の連携体制の構築、保健指導の資質向上及び人材育成等、総合的な糖尿病対策の推進及び強化を図っている。

ア 従事者専門研修等支援事業

糖尿病対策に従事する医療・保健・福祉等の関係者に対し、診療の標準化の推進、専門的知識の習得や患者支援ができる人材育成を目的に研修会を実施している。

糖尿病療養指導従事者研修会

(令和4年度)

回数	内 容	実施場所	対象者	参加者数
1	話題提供 「圏域の診療所・歯科診療所における糖尿病診療と連携状況ー令和3年度糖尿病診療等に関するアンケート調査よりー」 講演 「糖尿病重症化予防で地域の医療を守ろう」 事例検討・まとめ・講評 「糖尿病（性腎症）患者への効果的な指導と地域連携について」	黒部市 国際文化 センター コラーレ	糖尿病療養指導に従事する医療・介護保健関係者	44

イ 関係者連携調整事業

新川地域連携クリティカルパス「糖尿病マイカルテ」の運用等、病診連携や医療と保健の連携等糖尿病地域ケア体制の整備に関する検討会や連絡会を実施している。

糖尿病地域ケア体制検討会（新川地域医療推進対策協議会糖尿病部会）

(令和4年度)

回数	内 容	実施場所	対象者	参加者数
1	<ul style="list-style-type: none"> ・医療計画（糖尿病）について ・管内の糖尿病対策・糖尿病性腎重症化予防の取組みについて ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病マイカルテ等の運用について ・令和3年度糖尿病診療等に関するアンケート結果について ・かかりつけ医と専門医・専門医療機関への紹介基準について 	書面開催	糖尿病療養指導に従事する医療・介護保健関係者	32

糖尿病対策に係る市町との連絡会

(令和4年度)

回数	内 容	実施場所	対象者	参加者数
1	協議 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度糖尿病関係事業実績と令和4年度事業計画について ・共有データ（帳票類）の整理について 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・市町における糖尿病対策、重症化予防等に関することについて 	新川厚生 センター 2階会議室	市町国保・衛生担当者	14

ウ 地区組織活動の支援（魚津健友会）

支所では、昭和56年3月に糖尿病患者や糖尿病教室参加者による友の会が結成された。糖尿病は慢性疾患であり、生涯の療養生活を余儀なくされている患者同士が、お互いに励まし合いながらレクリエーション、研修会等を通じて生き生きとした生活を送るために活動している。（令和5年3月末現在 会員数9名）

活動支援状況（支所） （令和4年度）

回数	内 容	参加者延数
3	年間活動（総会、学習会） 自主活動（卓球、健康ウォーキング） 日本糖尿病協会富山県支部活動への参加協力 ※新型コロナウイルス感染症の影響により1回中止（学習会）	14

(2) 地域リハビリテーション支援体制整備事業

難病患者等の生活の質の維持向上を目的に、効果的なリハビリテーションの提供と保健・医療・福祉関係者との支援体制の構築と活動の推進を図っている。

ア 地域リハビリテーション活動状況

地域においてリハビリテーションが必要な者に対して、効果的な支援を行うために多職種との同行訪問や事例検討会、研修会等を実施している。

家庭訪問 （令和4年度）

区分	実数	延数
本所	4	7
支所	3	8

事例検討会等 （令和4年度）

区分	回数	内 容	出席者延数	
本所	事例検討会	3	地域連携パス症例検討会	51
	研修会	1	運動指導におけるリスク管理	17
支所	事例検討会	-	実施なし	-

イ 地域リハビリテーション連絡協議会の開催（本所）

新川地域リハビリテーション広域支援センターに黒部市民病院、地域リハビリテーション地域包括サポートセンターに圏域の医療機関を指定し、市町村・厚生センター等と連携しながら事業を実施している。

また、厚生センターでは新川圏域地域リハビリテーション連絡協議会を設置し、地域リハビリテーション支援体制の構築と活動の推進を図っている。

地域リハビリテーション連絡協議会開催状況 （令和4年度）

回数	内 容	出席者	出席者数
1	新川圏域地域リハビリテーション連絡協議会 ※書面開催 ・新川地域リハビリテーション広域支援センター事業について ・病院－在宅連携に関する実態調査について ・新しい地域リハビリテーション体制について ・新川圏域地域リハビリテーション活動マップについて	保健・医療・福祉関係者	24

(3) 受動喫煙防止対策

令和2年4月から健康増進法の一部を改正する法律（改正法）が全面施行され、受動喫煙（他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること）が20歳未満の者や患者などの健康に与える影響が大きいことから、屋内においては原則禁煙とされた。

ア 第一種施設への現地確認

病院・診療所などへ医療監視に行った際に、敷地内禁煙の状況をチェックしている。

イ 喫煙可能室設置施設の届出（令和5年3月31日現在）

一定の条件を満たす小規模飲食店では令和2年4月1日以降も屋内の全部又は一部を飲食等可の喫煙可能室とすることが例外的に認められ、県に届け出を提出している。

区分	届出	変更	廃止
総施設数	70	0	1
本所	27	0	0
支所	43	0	1